○負債

⑴　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務

短期及び長期のリース債務の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難な金融商品に関する事項

敷金（貸借対照表計上額297,290,013円）、差入保証金（貸借対照表計上額10,000,000円）及び長期預り金（貸借対照表計上額859,835,418円）については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

平成25年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由		⑶国庫納付等の方法		⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：4,651,564円 地方公共団体出資分：2,436円	平成22年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金で、平成25年度に回収が完了したものについて、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。		現物納付		―	
⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
―	4,651,564円	2,436円	平成29年3月24日	―	4,651,564円	2,436円

（注１）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成29年度を予定しております。

（注２）※については見込額を記載しております。

平成26年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由		⑶国庫納付等の方法		⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 地方公共団体出資分：1,215円	平成26年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。		現物納付		―	
⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
―	―	1,215円	―	―	―	1,215円

（注１）地方公共団体への払戻し及び減資については平成29年度を予定しております。

（注２）※については見込額を記載しております。

平成27年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由		⑶国庫納付等の方法		⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	
土地・建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：133,171,041円 地方公共団体出資分：69,766円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。		金銭納付		240,812,000円	
⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
91,661,030円	149,072,873円	69,766円	平成29年1月13日	―	133,171,041円	69,766円

（注１）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成29年度を予定しております。

（注２）※については見込額を記載しております。